

岩手県告示第596号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成25年7月18日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人遠野まごころネット
    - イ 代表者の氏名 多田一彦
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県遠野市遠野町28地割5番地
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、自然災害時の被災者及びこの支援活動に携わる関係者、事業者に対して、復興支援に関する事業を行い、被災者の生活再建ならびに被災地の経済復興、さらには今後起き得る自然災害時に迅速に対応できるネットワーク構築、マニュアル策定に寄与することを目的とする。さらには、遠野市の自然資源を生かした、メンタル・ケア・プログラムを構築し、被災者への貢献、さらには遠野市の観光資源への活用、観光産業の育成にも寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成25年7月24日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人テニスチャレンジいわて2020
    - イ 代表者の氏名 菊池真博
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡滝沢村
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、岩手県在住者及び岩手県出身者に対して、テニスの競技力向上に関する各種事業を行うことにより、広く国内におけるテニス競技の強化とテニス文化の発展に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成25年7月26日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
    - イ 代表者の氏名 木川田典彌
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市上ノ橋町1番50号
  - (3) 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。